

社会福祉法人等指導監査実施要領

第1 目的

この要領は、社会福祉法人等指導監査実施要綱（1998年4月1日制定。以下「要綱」という。）第11条の規定により、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）の指導監査の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 指導監査の実施方法等

1 指導監査の実施は、次の方法により行うものとする。

（1）実地監査

実地に行う指導監査は、法人の事務所、施設、その他法人又は施設等の業務に直接関係のある場所において実施するものとする。

（2）書面監査

要綱第4条（1）②に規定する書面による監査については、要綱第5条第4項の規定により施設から提出された指導監査資料により審査を行うものとする。この場合において、必要があると認められるときは、関係者の派遣を求め、又は文書・電話等により状況の照会及び確認等を行うものとする。

2 広島県所管の法人が経営する施設又は広島県所管の施設を経営する法人については、原則として広島県と合同で実施するものとする。

第3 指導監査資料等

要綱第5条第3項、第4項に規定する指導監査資料は、法人又は施設に所要事項を記入させ、各所管課に1部提出させるものとする。

第4 実施計画の策定

1 要綱第6条に規定する実施計画は、一般監査について、法人及び施設ごとに実地監査、書面監査の別を示して年度当初策定するものとする。この場合において、実施日、指導監査に当たる職員（以下「指導監査職員」という。）等については、指導監査の円滑な執行及びその実効を図るため、実施日の概ね1月前に定めるものとする。

2 特別監査を行う必要がある場合は、前記1の実施計画に所要の調整を加えるものとする。

第5 指導監査班の編成

指導監査班は、原則として各所管課の職員2人以上をもって編成するものとする。

第6 法人又は施設に対する通知

要綱第8条第1項に規定する実施通知は、実地監査の実施に当たって行うものとし、実施の日時及び場所、指導監査対象、指導監査職員名、法人の役員又は施設の代表者等の立会いの要請など必要な事項を明示するものとする。

第7 指導監査結果に対する措置

指導監査職員は、指導監査において指摘した事項を速やかに整理し、要綱第9条第1項に規定する報告をするものとする。

第8 結果報告に対する処理

要綱第9条第4項に規定する改善措置の報告書の様式は別紙のとおりとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、法人及び施設の指導監査に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2007年（平成19年）5月25日から施行する。

附 則

この要領は、2009年（平成21年）5月11日から施行する。

附 則

この要領は、2012年（平成24年）5月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2019年（令和元年）5月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

別 紙

年 月 日

福 山 市 長 様

(法人名)

[監事への説明状況]

日時・場所・方法等

監 事 名 前

監 事 名 前

年度（令和 年度）社会福祉法人等指導監査結果について

見出しのことについて、次のとおり改善状況等について報告します。

| 文書指摘事項 | 改善状況又は改善計画 | 改善実施（予定）時期 |
|--------|------------|------------|
| | | |

- ※
- 1 文書指摘事項についてのみ記入してください。
 - 2 改善実施（予定）時期については、具体的な日付を記入してください。
 - 3 改善予定等の変更があった場合は、速やかに報告書にて報告してください。
 - 4 改善状況が確認できる書類の（写）を必ず添付してください。